○岡山市水道局小規模工事取扱要領

平成１５年１２月２６日

市水道局訓令第２９号

岡山市水道局小規模工事取扱要領（平成９年市水道局訓令第１号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この訓令は，水道局が発注する小規模な工事について，契約の締結，契約の履行の確保等の手続について定め，契約事務の執行を適正かつ迅速に行うことを目的とする。

（小規模工事）

第２条　この訓令において「小規模工事」とは，次の各号に掲げる工事その他の資産価値を高める工事であり，かつ，設計金額が岡山市水道局契約規程（平成２年市水道局管理規程第１３号。以下「規程」という。）第２２条第１号に定める額を超えない工事であって，随意契約の方法により契約を締結するものをいう。

(1)　建物の避難階段の取付等物理的に付け加える工事

(2)　用途変更のための模様替えなどの改造又は改装の工事

(3)　機械の部分品を特に品質や性能の高いものに取り替える工事

２　前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる工事には，この訓令を適用しない。

(1)　一定期間継続する契約であって，単価による契約が可能な工事

(2)　現に契約履行中の工事に直接関連する工事であって，現に履行中の契約者に履行させようとするもの

(3)　契約変更後の請負金額が規程第２２条第１号に定める額を超えるおそれがある工事

（小規模工事審査委員会）

第３条　小規模工事の請負契約について，その事務の執行を審査するため，小規模工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

２　審査委員会は，小規模工事に関し，次の各号に掲げる事項について審査する。

(1)　工事施行の必要性

(2)　契約締結手続の妥当性

(3)　業者選定の是非

(4)　その他小規模工事の適正な執行のため，審査委員会が必要と認める事項

3　委員長は，配水部長をもって充て，委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

4　委員は，総務部長，浄水担当部長，企画総務課長，配水課長及び委員長が指名する者をもって充てる。

5　委員会の庶務は，配水課において行う。

6　審査委員会の運営その他について必要な事項は，管理者が定める。

（施行伺）

第4条　小規模工事の施行に当たっては，職員が工事予定箇所を確認し，及び写真撮影を行い，現地の状況を把握した上で，工事施行の要否について検討を行うものとする。

2　前項の調査検討を行った職員は，調査結果を小規模工事調査票（様式第1号。以下「調査票」という。）に記録するものとする。

3　小規模工事の施行に関し，要望等の働きかけを受けた場合は，経過及び処理結果を調査票に記録するものとする。

4　第1項の調査結果に基づき作成した設計図書及び前2項の規定に基づき作成した調査票を添付し，小規模工事施行伺（様式第2号）により，課長の決裁を受けるものとする。

（許容価格の決定）

第5条　課長は，契約規程第２３条ただし書の規定にかかわらず，小規模工事については，許容価格（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第3項に規定する予定価格のことをいう。以下同じ。）を記載した書面を作成するものとする。

（見積者の選定）

第6条　見積書の提出を依頼する者を選定する基準は，管理者が別に定める。

2　課長は，前項の規定により定められた基準に基づいて，見積書の提出を依頼する者を原則として3人以上選定する。

（施行の審査）

第7条　課長は，第4条第4項の決裁後，第3条第2項各号に掲げる事項について審査委

員会での審査を受けるものとする。

２　審査委員会の議事の概要及び結果は，小規模工事審査委員会会議録（様式第３号）に記録するものとする。

（見積書の徴取）

第８条　課長は，前条の審査の結果，小規模工事の施行について審査委員会の承認を受けたときは，選定された業者に見積書の提出を依頼するものとする。

（許容価格の公表）

第９条　許容価格は，次項に定める場合を除き，見積書の提出を依頼するときに公表するものとする。

２　契約規程第２４条第２項の規定に基づき，１人の者に見積書の提出を依頼する場合においては，前項の許容価格は秘密とし，公表しない。

（請負業者の決定）

第１０条　契約の相手方の決定は，原則として，見積者が一堂に会し，見積金額を記入して提出させる見積合わせ会によって行うものとする。ただし，特別な理由があると認められる場合は，この限りでない。

２　見積合わせ会の手続については，管理者が別に定める。

（契約の締結）

第１１条　小規模工事の契約は，小規模工事請負契約書（様式第４号。以下「契約書」という。）及び別に定める小規模工事請負契約約款（以下「約款」という。）により，締結する。

（委任又は下請負の禁止）

第１２条　小規模工事は，工事の施行に際し特に必要があると課長が認めた場合を除き，第三者に委任し，又は請け負わせることができない。

（概算契約）

第１３条　水道施設その他施設又は設備の損壊，機能喪失等により，災害時等に生命，身体，財産に回復が困難な損害の発生するおそれがあり，緊急に契約を締結する必要があるため，あらかじめ設計図書を作成することが困難であるときは，第４条の規定にかかわらず，課長の承認を受けた概略図等をもって，設計図書に代えることができる。

２　前項の規定により，概略図等をもって契約する場合には，契約金額の上限を定めた概算契約によるものとし，設計図書の作成が可能になったときには，速やかに設計図書を作成し，契約金額等の契約内容を確定しなければならない。

３　概算契約を締結しようとする場合は，１人の者から見積書を徴取するものとする。

４　前項に定めるものを除くほか，第４条から第１１条までの規定（第６条第２項及び第１０条の規定を除く。）は，概算契約の契約手続について，準用するものとする。

（提出書類）

第１４条　小規模工事の受注者からは，契約書及び約款に定めるもののほか，次の各号に掲げる書類を提出させるものとする。

(1)　小規模工事着手届（様式第５号）

(2)　小規模工事完成通知書（様式第６号）

(3)　着手前写真，工事写真及び完成写真

(4)　その他工事の施行に際し，必要と認められる書類

（契約変更）

第１５条　小規模工事の契約については，原則として，工期の延長，請負金額の増額等の契約変更を認めない。

２　前項の規定にかかわらず，契約の履行に際して，やむを得ない理由があると課長が認めたときには，工期の延長，請負金額の増額等の契約変更を行うことができる。ただし，契約変更後の請負金額が契約規程第２２条第１号に定める額を超えることはできない。

３　契約変更後の請負金額が契約規程第２２条第１号に定める額を超えるおそれがあるときは，当該工事を打ち切るものとする。

４　前２項の規定に基づき，契約を変更し，又は工事を打ち切った場合は，速やかに審査委員会に報告するものとする。

（変更の施行）

第１６条　第４条の規定は，小規模工事の変更の施行について準用する。この場合において，第４条第４項中「小規模工事施行伺」とあるのは「小規模工事変更施行伺（様式第７号）」と読み替えるものとする。

（検査）

第１７条　小規模工事の検査は，管財課の職員が行うものとする。ただし，管財課検査担当課長は，検査目的物の内容からして他の課の職員による検査が適当であると認めるときは，工事担当課以外で検査の執行に適当と認められる課の長に検査を委嘱することができる。

２　前項の規定により検査を行った職員は，小規模工事検査報告書（様式第８号）によって，所属の課長に報告するものとする。

３　検査の実施に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

（契約状況の公表）

第１８条　小規模工事について，契約を締結した場合（概算契約を確定する場合及び契約変更する場合を含む。）は，工事件名，契約の相手方，契約金額，完工予定日等をインターネット等により，速やかに公表するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は，平成１６年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正後の岡山市水道局小規模工事取扱要領の規定は，この訓令の施行の日以後の発注に係る契約から適用し，同日前の発注に係る契約については，なお従前の例による。

附　則（平成１８年市水道局訓令第１８号）

この訓令は，公布の日から施行する。

附　則（平成１８年市水道局訓令第３２号）

（施行期日）

１　この訓令は，平成１８年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正後の岡山市水道局小規模工事取扱要領の規定は，この訓令の施行の日以後の発注に係る契約から適用し，同日前の発注に係る契約については，なお従前の例による。

附　則（平成１９年市水道局訓令第１３号）

この訓令は，公布の日から施行する。

附　則（平成２０年市水道局訓令第９号）

この訓令は，公布の日から施行する。

附　則（平成２１年市水道局訓令第１０号）

１　この訓令は，平成２１年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　改正後の岡山市水道局小規模工事取扱要領の規定は，施行日以後の通知に係る契約から適用し，同日前の通知に係る契約については，なお従前の例による。

附　則（平成２２年市水道局訓令第１１号）

１　この訓令は，平成２２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　改正後の岡山市水道局小規模工事取扱要領の規定は，施行日以後の締結に係る契約から適用し，同日前の締結に係る契約については，なお従前の例による。

附　則（平成２３年市水道局訓令第２１号）

１　この訓令は，平成２３年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　改正前の岡山市水道局小規模工事取扱要領に定める様式による用紙は，当分の間，所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成２８年市水道局訓令第１１号）

１　この訓令は，平成２８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　改正後の岡山市水道局小規模工事取扱要領の規定は，施行日以後の締結に係る契約から適用し，施行日前の締結に係る契約については，なお従前の例による。

附　則（平成３０年市水道局訓令第６号）

この訓令は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年市水道局訓令第５号）

この訓令は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年市水道局訓令第１４号）

１　この訓令は，令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　改正後の岡山市水道局小規模工事取扱要領の規定は，施行日以後の締結に係る契約から適用し，施行日前の締結に係る契約については，なお従前の例による。

附　則（令和３年市水道局訓令第９号）

この訓令は，公布の日から施行する。

附　則（令和６年市水道局訓令第１３号）

この訓令は，令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年市水道局訓令第１４号）

１　この訓令は，令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の岡山市水道局小規模工事取扱要領の規定は，この訓令の施行の日以後に見積書の提出を依頼する小規模工事から適用し，同日前に見積書の提出を依頼する小規模工事については，なお従前の例による。

様式第1号(第4条関係)

小規模工事調査票

作成日	年　月　日
作成者	

工事名(仮称)		
工事予定場所	岡山市	
現場状況 (概略図)	写真添付	裏面・別添
要望等の有無	有・無　(有の場合は下欄に記入のこと)	
誰から (団体名，氏名等)		
どのような内容で		
施行の要否	要・否	
理由及び処理結果		

様式第2号(第4条関係)

小規模工事施行伺

起案日	年　月　日
決裁日	年　月　日

担当課		係	電話(　　)

会計年度		課長	課長代理	課長補佐	係長	係員	起案者

工事場所 岡山市	監督員職氏名
工事名	

款	項	
目	節	予算残額

施行理由	小規模工事調査票(様式第1号)による。
契約方法	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号―小規模工事取扱要領第2条により随意契約とする。

□　見積合せ ／ □　単独見積(単独見積の場合は下に理由を記入のこと)

理由

工期	年　月　日までまたは契約後　日間	支払方法	完工後払い
契約方法	小規模工事請負契約書及び岡山市水道局小規模工事請負契約約款による。		

見積依頼予定業者	格付	業者番号 債権者番号	見積金額 (見積合せ後に記入のこと)
			(記入日　年　月　日) 円
			(記入日　年　月　日) 円
			(記入日　年　月　日) 円
			(記入日　年　月　日) 円
			(記入日　年　月　日) 円

※この伺は，予定支出負担行為伺書へ添付してください。

※見積金額の記入日は，この伺に記入した日を記入してください。

※決定業者には赤で下線を引くこと。

様式第3号(第7条関係)

小規模工事審査委員会会議録

1　開催日時　　年　月　日　時　分～

2　開催場所

3　議　　題　　別紙(小規模工事調査票及び小規模工事施行伺)のとおり

4　出 席 者　　(出欠欄には○・×を記入のこと)

	職　名	氏　名	内　線	出　欠	備　考
委員長					
委　員					
委　員					
委　員					
委　員					
委　員					
委　員					
委　員					
委　員					

5　審査結果(適否欄には○・×を記入のこと)

	審　査　事　項	適否	備　考
1	施行の必要性		
2	配当予算残額の確認		
3	契約締結手続の妥当性		
4	業者選定の是非		
5	設計変更の確認		
6	その他		

様式第4号(第11条関係)

小規模工事請負契約書

発注者と受注者とは，次に掲げる工事について，各々の対等な立場における合意に基づいて，次の条項及び岡山市水道局小規模工事請負契約約款(　　年　月　日最新改正。以下「約款」という。)によって公正な請負契約を締結し，信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

1　工　事　名

2　工事場所

3　工　　期　　年　　月　　日　から
　　年　　月　　日　まで

4　請負代金額　　円
　　(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円)

5　契約保証金

6　前払金の有無　なし

7　契約不適合責任期間　　年

8　特記事項　(1)　この契約においては，約款第　条，第　条，第　条及び第　条第　項を削る。
　　(2)　約款の各規定に基づいて請負代金額の変更を行う場合の変更後の請負代金額は，400万円を超えることができない。

本契約の証として本書2通を作成し，当事者記名押印のうえ，各自1通を保有する。

年　　月　　日

発注者　住　所　岡山市北区鹿田町二丁目1番1号
　　氏　名　岡山市水道局
　　岡山市水道事業管理者
　　㊞

受注者　住　所
　　氏　名　　㊞

様式第5号(第14条関係)

課　　長	課長代理	課長補佐	係　　長	係　員	担 当 者

小 規 模 工 事 着 手 届

1 工　　事　　名

2 工 事 場 所 岡山市

3 工　　期　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで

4 請 負 代 金 額　　円

5 契 約 年 月 日　　年　　月　　日

上記工事は,　　年　　月　　日着手しましたからお届けします。

年　　月　　日

岡山市水道事業管理者　様

受注者　住　所
　　氏　名

様式第6号(第14条関係)

課　長	課長代理	課長補佐	係　長	係　員	担当者

小規模工事
完成通知書

1　工事名	
2　工事場所	岡山市
3　工期	年　月　日から 年　月　日まで
4　請負代金額	円
5　契約年月日	年　月　日

上記工事は，　年　月　日完成しましたからお届けします。
なお，工事完成検査に合格したときは，直ちに工事目的物を引渡します。

年　月　日

岡山市水道事業管理者　様

受注者　住　所
氏　名

＊受注者は本欄のみ記入してください。

小規模工事検査依頼書

年　月　日

管財課検査担当課長　様

課　長
(監督員職氏名　　)

上記工事について完成を確認しましたので，別紙のとおり関係書類を添えて検査の執行を依頼します。

(小規模工事完成通知書受理　　年　月　日)

様式第7号(第16条関係)

小規模工事変更施行伺

起案日	年　月　日
決裁日	年　月　日

担当課	課	係	電話(　)

会計年度		課長	課長代理	課長補佐	係長	係員	起案者

施工場所 岡山市	監督員職氏名
工事名	
受注者	

款	項		
目	節	変更前予算残額	,　,　円

変更事項	請負金額の変更		現在の請負金額	,　,　円
			請負金額の増減及びその額	＋・－　,　,　円
	工期の変更		新請負金額	,　,　円
	着工	年　月　日	変更後予算残額	,　,　円
	完成(予定)	年　月　日	延長工期	年　月　日

変更理由：

様式第8号(第17条関係)

課　　長	課　員	検　査　員

小　規　模　工　事
検　査　報　告　書

年度	検　査　区　分	□出 来 高 □完　　了	請負代金額	円
工　事　名				
工　事　場　所	岡山市			
受　注　者	住　所 氏　名			
契 約 年 月 日	年　月　日	工　期	年　月　日～　年　月　日	
完 成 年 月 日	年　月　日	監 督 員 職 氏 名		
完 成 通 知 書 受 領 年 月 日	年　月　日	検査完了年月日	年　月　日	

上記工事について，現地調査したところ関係書類のとおり実施しているので報告します。

年　　月　　日

岡山市水道事業管理者　様

検査員職氏名

立会人職氏名

特記事項
監督員
検査員